

国保のお知らせ

国民健康保険特別会計

平成25年度予算(本算定)決定

国民健康保険特別会計は例

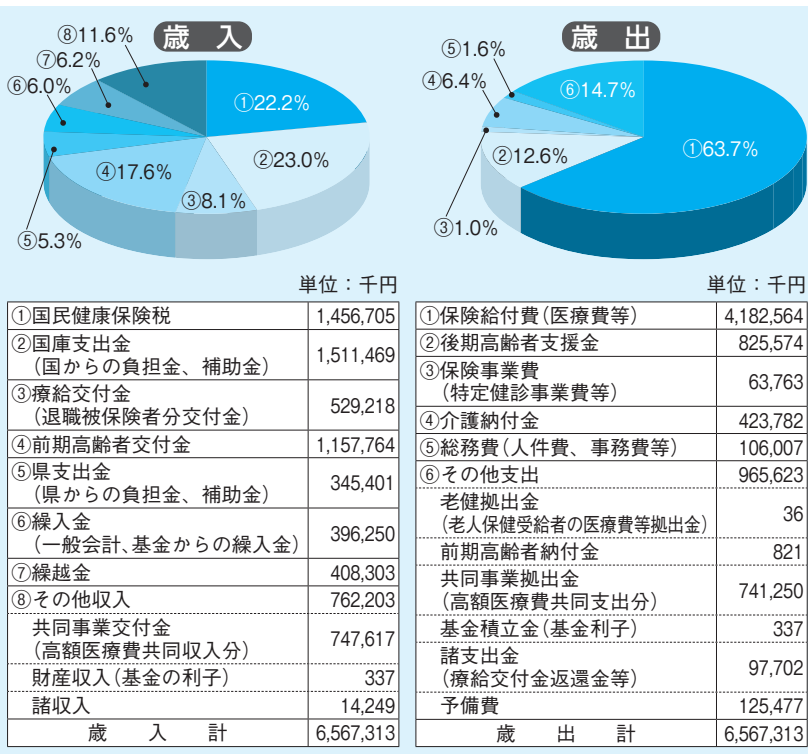
年6月の議会に補正予算を提出して

年6月の議会で補正予算を提出して

平成24年度の歳入歳出差引額は約4億円の黒字が見込まれ、前年度繰越金を除いた実質単年度収支でも約6,800万円の黒字が見込まれます。しかし、年々増え続ける

ため、前年度の決算見込額を元に今年度の予算額を改めて算定します。その内訳は左の

00万円の黒字が見込まれます。しかし、年々増え続ける



医療費等や経済状況、震災の影響等を考慮すると決して余裕のある運営状況とはなっていません。

国民健康保険税の税率が変わります

被保険者の皆さんには今年度見込まれる医療費等から、国、県支出金等を差引いた残りを国民健康保険税としてご負担いただくこととなります。

今年度の税率改定にあたっては、前年度同様、国が推進する国民健康保険の都道府県広域化の方針に従い、今までの4方式での賦課方式から標準的な方式への移行を目指して改定を行いました。

当市の国民健康保険税は所得割、資産割、均等割(一人当たり)、平等割(一世帯当たり)の4方式で賦課していますが、標準的な賦課方式は資産割を除いた3方式となっています。

今回の改定では将来的に資産割を廃止することを目標として前年度税率の2分の1(前々年度からみて4分の1)程度に縮小しています。また、前年度同様に応能割(所得割、

資産割)と応益割(均等割、平等割)の国民健康保険税賦課額に占める割合を50対50としました。

これらの改定により平成25年度の税率は左表のとおりとなります。被保険者の皆さんのご負担をできるだけ緩和するため、前年度繰越金(4億830万円)を税負担軽減のために充当しています。

平成25年度 国民健康保険税税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	5.19%	3.39%	2.45%
資産割額	5.50%	2.50%	1.75%
均等割額 (一人当たり)	19,100円	10,400円	11,100円
平等割額 (世帯当たり)	16,600円	9,400円	6,400円
限度額	510,000円	140,000円	120,000円

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳~74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい高齢受給者証を国保被保険者証と一緒にご提示ください。

限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は毎年8月1日となっています。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きを済まされていない方は、限度額適用認定証、国保被保険者証、印鑑をお持ちのうえ、交付申請をしてください。

まだ限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額な医療費が見込まれる方は、限度額適用認定証を提示することとで入院、外来問わず医療機関での自己負担額が世帯に合わせた一定額まで引き下げられますので、限度額適用認定証の交付申請をしてください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成25年度保険料額決定通知書を送付

平成25年6月21日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月下旬に保険料額決定通知書を送付します。

その後に75歳になられた方や住所を異動された方へは、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

保険料の算定方法

保険料額は、平成24年中の所得等をもとに算出した均等割額と所得割額の合計です。所得の少ない世帯の方や被扶養者であった方に対する保険料軽減措置があります。

所得の少ない方の軽減

所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じ、所得割額が5割、均等割額が2割、5割、8.5割、9割軽減されます。

被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が9割軽減されます。

保険料の納付方法

特別徴収 年金からの支払(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更できます。希望される方は、国保年金課または各支所で手続きをしてください。

普通徴収 指定金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口座振替による納付方法です。納付書が届いた方は、納期限まで納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国保年金課または各支所で手続きをしてください。

※既に国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要です。

「被保険者証」の更新

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成25年7月31日です。新しい被保険者証を7月末日までに郵送します。

8月1日からは新しい被保険者証(オレンジ色)をご使用ください。新しく届いた被保険者証の窓口で支払う一部負担金の割合(1割または3割)をご確認ください。収入が次の場合は、申請手続きをすることにより一部負担金の割合が「1割」になります。

被保険者が1人の世帯の場合

被保険者の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同一世帯の70歳～74歳の方の合計収入額が520万円未満。

被保険者が2人以上いる世帯の場合

被保険者の合計収入額が520万円未満。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事代が減額される「限度額認定証」の有効期限も平成25年7月31日までとなっています。

限度額認定証をお持ちの方で、8月以降も該当する方には、新しい限度額認定証を郵送しますので申請手続きは不要です。

「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の返却

有効期限が切れた被保険者証および限度額認定証は、国保年金課または各支所に返却してください

還付金詐欺にご注意ください

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が多く発生しています。不審な電話や訪問者が来た場合、口座番号等は絶対に教えず警察署に通報してください。

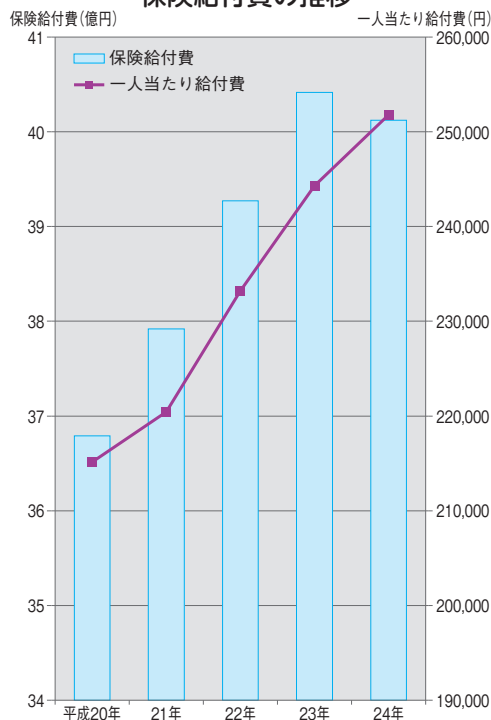
◎問い合わせ…国保年金課医療給付係 ☎(55)5107

病気を未然に防ぎましょう

下のグラフからも分かるように一人当たり保険給付費(医療費等)は年々増加傾向にあります。

医療費を抑えるには、病気を未然に防ぐことが重要です。適度な運動や定期的な健康診査を受けるなど、日頃から一人ひとりが健康へ関心を向けるよう心掛けましょう。

保険給付費の推移



- ◎問い合わせ：
 ・加入および各種制度など
 国保年金課国保年金係
 ☎(55)5106
- ・税額など
 税務課市民税係
 ☎(55)5085
- ・納付方法など
 収納課収納徴収係
 ☎(55)5088
- ・支所の窓口
 各支所地域振興課